爭議發生ノ事業場名	勞働者總數			爭議發生年月日	爭議發生ノ動機又ハ誘因
福岡市吉塚町十一丁目 合資会社福徳商事大賀商店	男	女	計	一月二十五日	最近配達夫カ得意先ニテ賣拂代金ヲ横領費消シ居ルヤノ聞込アリタル由ニテ本年一月二十二日會社事務員池田次作ヲシテ市内住吉町人參畑杉本佐一郎方ヲ調査セシメタル結果配達人中島馬太郎カ仝店ヨリ代金一円ヲ集金費消シ居ル事判明シタルヲ以テ仝月二十四日中島ニ對シ説諭ヲ加ヘタル所仝人外十名ノ配達人ハ仝狐市内吉塚町十一丁目都田藤吾方ニ集合協議ノ結果罷業ヲ決行シ要求書ヲ提出スルニ至リタルモノナリ
	三一	八	三九		

生産品ノ種類	爭議參加人員			爭議解決年月日	爭議解決年月日
煉炭製造	男	女	計	二月二十三日（罷業三二日）	二月二十三日（罷業三二日）
	一一（配達人）		一一		

要求條項ノ要点	解決事項ノ要点	備考
第一条 時間外配達ヲナサヾルコト（但シ配達ノ場合ハ三十分以上ニ二割ヲ支給スルコト）	第一条 時間外配達ヲナサヾルコト（但シ配達ノ場合ハ三十分以上ニ二割ヲ支給スルコト）	五名ノ爭議団員解雇ノ上金一百円支給
第二条 吉田池内両氏辞職ヲナスコト	第二条 吉田池内両氏辞職ヲナスコト	仝在労働団体 九州地方全産業労働組合
第三条 定休日ハ如何ナル場合ニ於テモ休業スルコト（但シ出勤者ニ對シテハ從来給料ノ二割ヲ支給スルコト）	第三条 定休日ハ如何ナル場合ニ於テモ休業スルコト（但シ出勤者ニ對シテハ從来給料ノ二割ヲ支給スルコト）	爭議団ハ店主ト直接折衝互譲ニヨリ解決
第四条 暴言呼ヒ捨テヲナサヾルコト	第四条 暴言呼ヒ捨テヲナサヾルコト	
第五条 店員ノ給料ヲ從来ノ三割昇給ノコト	第五条 店員ノ給料ヲ從来ノ三割昇給ノコト	
第六条 勤務時間ハ午前七時ヨリ午後五時迄トスルコト	第六条 勤務時間ハ午前七時ヨリ午後五時迄トスルコト	
第七条 三年以上勤續者ニ對シテハ相当手當ヲ支給スルコト	第七条 三年以上勤續者ニ對シテハ相当手當ヲ支給スルコト	
第八条 自転車リヤカーハ月二回ノ分解掃除ヲナスコト	第八条 自転車リヤカーハ月二回ノ分解掃除ヲナスコト	
第九条 殻配達ハ八俵トナスコト	第九条 殻配達ハ八俵トナスコト	
第十条 工場内ニ食堂ヲ置クコト	第十条 工場内ニ食堂ヲ置クコト	
第十一条 両天ノ際ハ配達ハ困難ニ付各々両具ヲ支給ノコト	第十一条 両天ノ際ハ配達ハ困難ニ付各々両具ヲ支給ノコト	
第十二条 工場内ニ於テ髪ノ問題ニ言及セサルコト	第十二条 工場内ニ於テ髪ノ問題ニ言及セサルコト	
第十三条 爭議団員ニ對シテ絶對ニ犠牲者ヲ出サヾルコト	第十三条 爭議団員ニ對シテ絶對ニ犠牲者ヲ出サヾルコト	
第十四条 爭議中ノ費用及日給ヲ支給スルコト	第十四条 爭議中ノ費用及日給ヲ支給スルコト	
第十五条 都合ニ依リ解雇ヲナス場合ハ二ヶ月分ヲ支給ノコト 但シ三年以上勤續者ニ對シテハ三ヶ月分支給スルコト	第十五条 都合ニ依リ解雇ヲナス場合ハ二ヶ月分ヲ支給ノコト 但シ三年以上勤續者ニ對シテハ三ヶ月分支給スルコト	